

2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書 (2017年12月22日)
(静岡県立大学法廷通訳研究会)

●自由回答から:法曹三者に言いたいこと

わかりやすい、訳しやすい話し方のために(Q17の自由回答)

- いろいろな意味で、通訳業務及び通訳人への理解と配慮があるとありがたいです。
- 被告人が熱くなって長々と話し出したら、法曹三者が「ちょっと待って。通訳人のことも考えて短く話して下さい。」と割って入って欲しい。
- 何を聞き出したいのか、自分ではっきり分かってから話してほしい
- 文章を短く切る。質問したい点を明確にする。単語集などを通訳人に配布する。
- 通訳人は法律の専門家ではない、という点に気配りしてほしいです。
- ゆっくり話してほしい。
- ゆっくり簡潔に話してほしい。
- 「気配り、心配り、目配り」といった、通訳及び通訳人への配慮があるとありがたいです。「通訳人は機械ではありません、人間です。」
- 当事者(検察官、弁護人)と被告人のみならず、通訳人も「聞き手」であるため、発言の内容を理解する必要があることを意識した上で話していただきたい。
- 「ご自分が通訳人なら、(自身の発話が)訳しやすいかどうか」を考えて話してほしい。
- 主語と述語を明確にする。時制をはっきりさせる。モゴモゴと話をしない。
- 前提があるならば、まず、前提のところで確認をするなり、質問をするなどしたあとで、一番聞きたいことを質問するようにしてほしい。
- 速度を速めないでほしいです。
- 二重否定を使わないようにしてほしい。
- 主語、目的語を言ってほしい。
- わかりやすく簡潔な日本語を使ってほしい
- 主語述語を明確にする、端折った話し方をしない、考えながら質問をしないで質問を頭のなかでまずまとめてから質問する、など。

出典 静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書」
(2017年12月22日) pp.30-36

令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

- 二重の意味がない言葉の方が助かります。「Aに～と聞きましたか？」ではなく、「あなたはAに～と尋ねましたか」「Aはあなたに～と言いましたか？」等)
- 通訳されることを意識して話して欲しい。
- 二重否定や、否定疑問文(～じゃないんですか)という表現はやめてほしい。
- 判決の量刑は、最初と最後に二度告知してほしい。
- 公判の時間に余裕を持たせてほしい。

日本語の運用

- なるべく難解な法廷用語は使わず、わかりやすい言葉で表現してほしい。
- 検察の取り調べの際の通訳について。検察官の質問があいまいだと、誤解が生じないように訳さなければならない通訳にとっては、大変訳しにくいと思います。逆に、通訳の質問の方があいまいではなく明瞭ならば、被疑者が素直に答えるということがあります。しかし、もともとの質問はとてもあいまいであり、そのあいまいな質問に対する答えだったら、別の答えをしたかもしれない、ということもあります。取り調べを担当する検事は、公判検事と同じような気持ちで、誤解の生じにくいように、あいまいな質問は避けて、誤訳が生じにくいような質問を被疑者にすべきだと思います。
- 法廷で被告人の言い分を正しく理解するためにも、公判前の準備、接見が大切だと思います。要通訳事件では、日本語(での会話)では(明確にする)必要がなさそうな主語・目的語も、言っていただいた方が訳しやすいです。尋問では、日本語(での会話)としては普通に成り立ちそうな質問も、そのまま外国語に訳すと伝わりにくいことがありますので、できるだけ平易な表現で具体的に尋ねるようにしていただければ助かります。

労働環境・報酬

<休憩>

- 通訳の体力も考え、こまめに水分補給や休憩の時間をとってもらえるとありがたい。
- 法廷通訳は、裁判官、検察、弁護人、被告人の発言に公判中ずっと注意を向け、かつ、それを通訳しているので、公判の時間はかなりの集中力が必要です。ですが、1時間以上その状態が続くと、疲労のため集中力が切れてしま

出典 静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書」
(2017年12月22日) pp.30-36

令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

い、正確に通訳できない可能性が高くなります。ですので、公判中の休廷を入れていただけるようお願いしたいです。

<報酬>

- 法廷通訳を行うために法律用語の語彙や熟語などを勉強するには時間がかかるため、その勉強時間も、何らかの形で給与や報酬などを与えて下さったら幸いです。
- 人間の運命を左右する責任重大な仕事であるのに、観光ガイドよりも評価が低い。認定制度と相応の報酬が必要。
- 労力の割には報酬が少ない。もう少し待遇を改善していただきたい。
- 通訳は文書の翻訳も含め、かなりの準備をして業務に臨んでいること、事前準備にかかる労力は報酬に含まれていないことを理解してほしい。

<事前資料・接見>

- 捜査報告書の閲覧は可能でしょうか。
- 準備時間が必要なので、検察官と弁護人には、できれば質問事項を含めて裁判資料（冒陳、論告、弁論等）を早めに送ってほしい。
- 単に言葉を置き換えるということは不可能であり、(通訳とは)内容を理解した上でその内容を別の言語で再構築する作業なので、正確な理解のためにも最大限の情報共有をして欲しい。
- 翻訳するための資料（冒陳、論告、弁論等）を早めに送って欲しい。地名や人名にルビを付けて欲しい。
- 接見に同行しないと法廷でいい通訳ができない。しかし、接見は法テラスの管轄で、ここが通訳料をケチるので頭が痛い。なお、翻訳については、法テラスの態度があまりにもひどいので最近では断っている。
- 最近では、弁護人が接見に行かれる場合、法廷通訳とは別の通訳人を依頼されることが多いようです。しかし、起訴状、冒陳等の文書だけでは、事件の状況や背景が分からないことがあり、公判中、弁護人や検察官からの質問の意図が分からないことがあるため、確認しなくてはならなくなり、時間のロスだと思います。言葉通り正確に訳すことと、何を聞こうとしているかがわかった上で通訳することとは違うということをご理解いただき、接見には同行させていただきたいです。
- 被告人の通訳言語への理解度や「訛り」を確認する必要があるので、私選・国選を問わず、弁護人接見に同行させてほしい。

出典 静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書」
(2017年12月22日) pp.30-36

令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

○論告求刑や弁論要旨を読み上げる際、事前に送付された文面と違う部分については開廷前に通訳人に説明してほしいし、変更のあった部分については逐次通訳にしてほしい。事前送付の文面と全然違う内容を早いスピードで読み上げるようなことはやめてほしい。読み上げの途中で気づいた場合は、通訳は混乱してしまい、訳し漏れが生じる可能性がある。

<その他>

- 裁判員裁判を、それも否認事件を通訳一人に任せようとする無茶な考えは直してほしい。
- 居住地域に限定せず、近隣都道府県にも登録できるようにして、活躍できる場を増やしてほしいです。
- 刑事・民事に関係なく、通訳人が関係者と顔を合わせることなく入出廷できるように動線を確保するよう、法曹関係者には改善の努力をして欲しい。
- 誤訳の責任を問われるだけで、何ら法廷通訳人としての身分や地位が公的に保障されていない点に大いに改善の余地がある。そのような現状を法曹関係者には知ってもらい、改善につなげて行って欲しい。
- 英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語といった案件数の多い言語だけではなく、その他の言語についても、裁判所や検察庁、弁護士会を通じてその言語を話す国の対応機関と協力し、通訳人同士の交流や各種法律関連情報の提供に関して便宜を図るようにして欲しい。それが通訳人のレベルアップになり、ひいては法曹界に対する一般国民からの理解にもつながる事を法曹三者には理解してもらいたい。
- 法廷通訳の依頼はほとんどないので、毎回新人のような感じで（通訳しており）スキルを維持するのが難しい。昔は定期的に仕事があったので勉強も継続してできたし、実力も上がっていったと思います。やはり、いくら研修を受けても現場を経験しないとだめだと思います。もちろん、依頼を受けたときは法律用語を見直したりと努力はしますが、通訳が難しいというより、法廷で緊張してしまって自分の実力が発揮できない気がします。

業務への理解、ユーザー教育

○外国人の裁判は、被告人から事件についての事情や心情を直接聞くことができない点の特徴です。当然その逆も同じで、法曹三者は言語が通じないため、直接被告人を責めたり、問うたりはできません。通訳が全部やっているので

出典 静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書」
(2017年12月22日) pp.30-36

令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

す。だから、裁判が滞りなく終結するためには、法廷通訳は公判チームの一員でなくてはなりません。しかし現実にはそのようになっていません。だから問題が起こるのです。

「公判中に問題があったら、なんでも言ってください」と裁判所などからは言われますが、誤訳以外のことで心に仕舞って持って帰ることもたくさんあります。なぜなら、私たちは「よそ者」であることを誰よりも感じて知っているからです。「よそ者」だから言えないことがたくさんあるのが本音です。だから問題が起こるのです。まず、法廷の中にある壁を壊さなければいけないと思います。資格や認定はその壁を壊す程のものではないと思います。

- （法曹三者には）もっと視野を広く持って欲しい。言語、文化、考え方など。
- 法廷通訳は、社会的意義があるからこそ続けていられる仕事だと思う。どの通訳者・翻訳者も、誤りのない通訳・翻訳を目指して日々努力していることと思うが、それでも完全無欠な通訳・翻訳はありえない。そのことは、法曹関係者だけではなく、一般の方々にも理解していただきたい。
- 「ユーザー教育」の必要性というとおこがましいが、要通訳公判では必要不可欠な存在である通訳人は、法曹三者、被告人、証人等のすべての発言（準備書面を含む）を通訳翻訳するという重責を担っているのであるから、「誤訳対策」のみならず、その点への理解と配慮を確実にしてほしい。誰がユーザーに教育する立場にあるかというよりは、法曹三者に法廷通訳人を加えた「四者」の間での、相互のより綿密な、持続的な意見交換の場が欲しいものである。こういったアンケート調査の結果を公表していただけるということが、そのための第一歩になると大いに期待している。
- 司法通訳翻訳は非常にやりがいのある仕事です。通訳人の低い能力や認定制度の必要性はしばしば指摘されますが、それよりも、通訳人に対する徹底した訓練の場を設ける必要があると思います。また、それと同時に、通訳翻訳という業務を理解してもらう必要があります。

法曹三者を含む司法関係者に対して、通訳翻訳人および通訳翻訳学に詳しい専門家による「ユーザー教育」も不可欠だと思います。通訳翻訳とは、単なる言語Aから言語Bへの言葉の置き換えという単純な作業ではないことを、理解してもらいたいです。通訳人は「導管」ではなく、発言を理解、解釈した上でもっとも適切と判断した訳語に通訳するので、「そのまま通訳すればいい」などのような単純化した言い方をやめてもらえれば、議論が進んでいくのではないかと思います。

とはいえ、能力の低い通訳人も実際にいることは認めなければならないでし

出典 静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書」
(2017年12月22日) pp.30-36

令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

通訳人養成・認定制度・研修

- 専任の法廷通訳人をきちんと育ててほしい。
- 法廷通訳、または司法通訳の研修会・研究会を、回数を増やして行ってほしい。
- 法廷通訳の養成や資格認定制度の制定が、放置されたまま何十年もたっている気がする。裁判所にはあまり期待していませんが、このままだと若い人が参入せず、優秀な人が去っていく職場になると思います。
- 通訳人資格認証制度の確立、ユーザー教育の実施。
- 専門性を認定する制度がなく、不安定な収入体系に基づいた司法通訳という業種は改善の余地があると思います。

その他

- 通訳は言葉だけを訳すわけではなく、背景知識が分かっている初めて正確に意思疎通の橋渡しができるということ、法曹関係者に分かっていたきたい。その為には、通訳者も資格認定をしてプロ意識を持つべきであると思う。特にコミュニティ通訳においては、置かれた立場で通訳として中立性を重んじよう。
したがって、法曹三者・司法関係者及び通訳人はお互いの業務を理解し、協力、連携していかなければならないのではないかと思います。
- 外国語をちょっと話せるからといって司法通訳が出来るわけではない。スムーズな意思疎通ができる通訳をするためには、それだけの準備が必要である。スイッチを押してお湯が出るような機械ではない。法曹三者は順繰り話をしても、通訳は一人でその通訳を集中してしなければならない。皆さん忘れがちです。
- 検察官はいつも威張っているように見受けられる。法廷通訳人の役割についてあまり理解していない人が多いように思う。
- 通訳人の重要性への認識強化。○法務通訳についての ISO 規格が策定されています。その策定に関わっております。法曹界の方々のご理解を賜りたいです。
- 通訳の国際スタンダードなどに書かれている、通訳の「使い方」をプロにレクチャーしてもらい機会等を設けて頂きたい。

出典 静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書」
(2017年12月22日) pp.30-36

令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

- じた訳出を心がけるべきであると考え。
- 通訳人のレベルの差が激しいと思います。
 - タイ語に関しては、10年前より司法通訳人の質が上がったと思います。日本語が堪能なタイ人やタイ語が堪能な日本人が増えたように感じます。それは良い傾向だと思います。

出典 静岡県立大学法廷通訳研究会「2017 法廷通訳の仕事に関する調査 報告書」

(2017年12月22日) pp.30-36

令和4年5月12日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子